

施策名(節)： **防災・減災**

担当課	総務課
-----	-----

I. 令和5年度 施策評価

1. 施策の基礎情報 <Plan>

総合計画上の位置付け	章 節	第7章 地域ぐるみの安全・安心のまちづくりを進めます 第1節 防災・減災
成果目的 (総合計画基本方針)		自助・共助の意識啓発や防災組織の育成により、災害時における住民の適切な行動を促進します。災害を 방지、発生時にも被害を最小限に抑制する減災の仕組みづくりを推進します。大規模災害時等、災害時に速やかに必要な支援を得る(する)ため、遠隔地の市町村や関係機関などとの災害応援協定の締結を図ります。
施策の実施期間		平成 28 年度 ~ 令和 7 年度
第5次総合計画策定時の課題		平成23年3月の東日本大震災の発生や、今後、発生が予測される南海トラフ巨大地震、また、平成24年8月の京都府南部豪雨や平成25年9月の台風18号に伴う大雨特別警報の発表など、広域化・激甚化する自然災害などによって、住民の防災や減災に対する意識が高まっています。地域防災計画に基づき、防災会議の開催、防災パトロールの実施、緊急時情報受発信を強化するとともに、木造住宅耐震診断への補助や民間企業との連携による避難所の確保など、災害に強い基盤づくりを進めてきました。 また、災害発生時に迅速な対応ができる体制づくりが大きな課題となっており、特に災害の初動期には自主的な判断・行動、そして身近な地域での対応が求められることから、防災リーダーの育成や個々の住民の防災・減災知識の習熟などが必要です。 災害時には正確で迅速な情報が重要であり、情報伝達の確実性の向上も課題となっています。武力攻撃等、緊急事態に備えた計画のさらなる整備が必要です。
総合計画基本計画(項目)		①防災・減災体制の強化 ②防災に対する住民意識の啓発 ③災害時の情報伝達体制の強化 ④災害に強い基盤の整備 ⑤緊急事態危機対応の整備
主な事務事業の取組内容		宇治川、木津川での水防訓練、総合防災訓練、同報系防災行政無線の整備、ハザードマップの更新、住宅の耐震化の促進

2. 施策の指標 <Do>

施策指標名(算定式)	単位	H 27 当初実績	R 2 総計中間目標	R 4 実績値	R 5 実績値	R 7 総計目標
【 5次総計目標 】 避難行動要支援者名簿登録者数	人	90(H26)	200	153	160	500
【 5次総計目標 】 自主防災リーダー研修会参加者数	人	68(H26)	80	50	45	100
【 5次総計目標 】 校区防災訓練参加者数(3校区計)	人	1,342	1,500	55	0	1,700
【 】						
【 】						

3. 施策の事務事業費 <Do>

(千円)

令和 4 年度 決算額	10,914
令和 5 年度 決算額 (a)	18,963
令和 6 年度 予算額 (b)	29,158

4. 施策の評価 <Check>

成果目的と指標の達成度	前年度(令和 5 年度)評価	B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 *: 指標が設定できないため一概に評価できない。
	<p><観点> 前年度の取組結果(指標)について、前々年度実績値に対する『前年度評価』と、総合計画目標年次(H37)目標値に対する『長期評価』の2つの視点から、成果目的と指標のそれぞれ達成されている理由、達成されていない理由について記入する。</p> <p>住民の安全・安心を守るため防災会議やその幹事会を開催し地域防災計画の見直しを行っている。自主防災組織については、現在、全ての自治会と3つの町内会で組織化されており、各自主防災会で自主防災対策に取り組まれている。令和3年度はコロナ禍であったが、自主防災会等にリーダー研修会を開催し地域防災への啓発に努めた。</p> <p>通信関係では、災害時に的確かつ迅速な情報伝達を行うため、同報系の防災行政無線(屋外スピーカー)を町内19箇所に設置し、平成31年4月から運用している。また、聞こえにくい人に対して登録型戸別受信システムを導入し、令和元年5月から運用している。</p> <p>地震対策としては、平成27年度末で耐震化率約9割を目標とし、平成17年度から耐震診断補助、平成21年度から家具転倒防止器具設置補助、平成22年度からは耐震改修補助をそれぞれ実施し、その対応を図ってきたが、耐震化率は7割程度が現状である。</p>		
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度(令和 5 年度)評価	B	A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C: 一部不十分であり見直しの必要がある。 D: 不十分であり見直しの必要がある。
	<p><観点> 成果目的・指標の達成度から、事務事業の構成・内容が妥当かどうか、見直しが必要な点などについて記入する。</p> <p>住民の安心・安全に向けて、実施する事業は多岐にわたる。主として町が実施する各種の防災対策、自主防災組織の活動を支援するもの、耐震化や資機材の補助など、その構成は概ね妥当と考える。</p>		

5. 施策の今後の方向性 <Action>

今後発生が予測される課題	<p><観点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国や府の動向を踏まえ、本施策に関連して今後予測される社会情勢や法制度の変化を記入する。 ・上記変化に対して、次期総合計画の施策立案にあたって町として対応が必要となる課題を記入する <p>■国・府の社会情勢や法制度の変化 災害対策本部の運用や避難所運営、情報伝達手段など、さまざまな場面においてDX化が急速に進んでくることが予測される。</p> <p>■上記変化への対応が必要となる町の課題 DX化については、防災分野に限ったことではないが、地域住民視点と職員側の視点で共に負担の軽減が図れるものが求められている。本町においても、費用対効果を念頭に置きながら、可能な限り低リスク高メリットなツールの導入を検討していく必要がある。</p>
	<p><観点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・次期総合計画で本施策を拡充、維持、縮小/廃止する方針かとその理由を記入する。 ・町として必要な課題に対し、今後、どのように取り組んでいく方針か記入する。 <p>■本施策の今後の方向性(拡充、維持、縮小/廃止) 当面は現状維持、将来的な拡充を視野に近隣市町等の動向や国内の先行事例を参考に本町に見合ったツールの導入を検討し、業務の円滑化や負担の軽減を図っていく。</p> <p>■町として必要な課題に対する取り組みの方針 普段から有効活用できそうなツールの存在に対してアンテナを張っておくことで、実際に効果が見込めるかを見極めながら久御山町版の防災DX事業を展開していく。</p>

II. 第5次総合計画期間（平成28年度～令和5年度）の評価

別紙シートを確認しながら、これまでの施策の実施期間(平成28年度～令和5年度)について、1. 施策の評価を実施してください。

1. 施策の評価 <Check>

施策の指標の達成度	平成28年度～令和5年度評価	C	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 * : 指標が設定できないため一概に評価できない。
	計画最終年度(令和7年度)の達成見込み	C	A: 成果目的を達成できる見込みである。 B: 成果目的を概ね達成できる見込みである。 C: 成果目的の一部のみ達成できる見込みである。 D: 成果目的を達成することはできない見込みである。 * : 指標が設定できないため一概に評価できない。
	<観点>	別紙1「施策の各指標の推移」を参考に、上記評価の根拠を、達成できた(できなかった)理由と第6次総合計画の策定に向けた改善点という観点から記入する。	
避難行動要支援者名簿登録者数は現状、伸び悩んでいる。転出や死亡等の要因により減少している背景もあるが、新規の登録者が年に数人程度と低い水準で推移しているため、制度の周知と理解を更に求めていく必要がある。			
成果目的の達成度	平成28年度～令和5年度評価	B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。
	計画最終年度(令和7年度)の達成見込み	B	A: 成果目的を達成できる見込みである。 B: 成果目的を概ね達成できる見込みである。 C: 成果目的の一部のみ達成できる見込みである。 D: 成果目的を達成することはできない見込みである。
	<観点>	別紙1「成果目的と指標の達成度の評価推移」や別紙2「成果目的と指標の達成度のコメント推移」を参考に、上記評価の根拠を、施策の指標の達成度の結果や指標には表れない定性的な評価の観点から記入する。	
指標の目標には及んでいないが、防災対策を実施する中で防災力の向上や防災意識の向上という点においては前進しており、今後、更に実効性を高めていくことで概ね成果を達成できる見込みである。			

(参考)

施策を構成する事務事業の取組方針等

(千円)

事務事業名	区分1	区分2	事務事業の概要 (実施計画)	令和 5 年度	令和 6 年度	
				決算額 (人件費含むフルコスト)	予算額	取組方針
① 防災力強化総合事業	義務自治	政策	災害時の迅速な対応を促すため、住民・町内企業等へ一斉に情報伝達を行う無線設備の整備を行うほか、町総合防災訓練の実施や国の浸水想定区域図の改定に伴うハザードマップの更新等、ソフト・ハード両面の取組により町全体の防災力の向上を図る。	15,907 (23,607)	14,015	B 同報系防災行政無線と登録型戸別受信システムの整備を行い、適切に運用と保守管理を行っていくことに加え、聞こえにくいエリアの把握とその対策や住民からの反響などをとくに新たな伝達手段や運用について検討するとともに、また引き続き、登録型戸別受信システムの登録数が増えるように周知していく。
② 風水害対策事業	義務自治	政策	水害から住民の生命、財産を守るため、水防体制の強化、水防工法の習得と技術の錬磨を図るための訓練を実施する。	249 (4,869)	352	B 本町は低地であり、ほぼ全域が浸水するため、水害対策が必須である。 例年、出水期前の5月に町職員を対象とする水防訓練を行っており、その際に作った土のうを備蓄する場所に苦慮している現状である。非常時にはスムーズに土のうが使用できるように備えたい。
③ 自主防災組織活動支援事業	任意自治	政策	災害時における地域住民の迅速な避難や対応が図れるようにするため、各地域に自主防災組織を設置し、その活動支援として、自治会、自主防災会、サークル等に対し手軽に防災の知識が身につくよう出前講座などの取組を行う。 また、自主防災活動を行うため、自治会が必要となる資機材の購入に対し補助を行うとともに、地域の防災リーダーの育成に向けて防災士の資格取得支援を行う。	358 (2,668)	1,076	A 災害時に備えて自治会等において避難活動、救出救助活動、給食給水活動、情報伝達活動、出火・消火活動などの被害軽減対策の活動が十分行えるよう支援するものであり、今後とも継続して支援する必要がある事業である。 また、令和6年度から令和8年度までの期間で防災士資格取得に係る費用を補助していくことで、資格取得者の増進を図り、今後も自主防災組織の防災力強化に取り組んでいく。
④ 地震対策推進事業	義務自治	政策	地震による被害から住民の生命・財産を守るため、木造住宅の耐震診断をはじめ、高齢者世帯等を対象とした住宅内家具等の転倒防止器具取り付けや木造住宅耐震改修・住宅耐震シェルターの設置、公会堂等の耐震化に対する補助など地震対策を行う。	168 (2,478)	11,390	A 木造住宅の耐震改修について、京都府が拡充されることを受け、本町でも同様に補助額を増額し、回収率の増加を目指していく。 また、平成29年度より制度を開始した公会堂等耐震化補助については、耐震診断から改修に繋がっている所もあるが、全てではないため制度の内容を見直すことも検討しなければならない。
⑤ 防災用資機材等整備事業	義務自治	経常	災害時における迅速な防災活動や避難時の非常食等を確保するため、必要な資機材の整備・点検を行うとともに、避難所や福祉避難所等での住民に配布する水、非常食などの物品の備蓄・更新を行う。	2,281 (5,361)	2,305	B 災害時の食糧・飲料水等や避難所生活に関する備蓄物資を引き続き購入していく。 また、災害時における活動用ヘルメットも耐用年数が大幅に過ぎていくことから、更新をする必要がある。さらに、災害対策本部等の設置時や災害派遣、防災訓練などで着用する防災服についても購入を検討していきたい。
⑥ 国民保護計画推進事業	義務自治	経常	武力攻撃等の緊急事態に対処するため、国民保護計画に基づき、国民保護協議会の開催や適切な避難誘導、救援体制の確立を図る。	0 (1,540)	20	B いつ、発生するか予想できない有事に備えて、必要に応じて国民保護協議会を開催して体制を整えておく必要がある。 今後とも国や京都府、近隣の市町村と連携を取りながら、有事の際の避難パターンや避難訓練などについて検討していく。
⑦						
(a) 決算額・予算額 計				18,963 (40,523)	29,158	(b)

施策名(節)： **消防（火災・救急・救助）**

担当課

消防本部

I. 令和5年度 施策評価

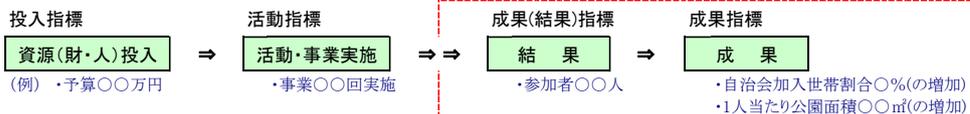
1. 施策の基礎情報 <Plan>

総合計画上の位置付け	章 節	第7章 地域ぐるみの安全・安心のまちづくりを進めます 第2節 消防(火災・救急・救助)
成果目的 (総合計画基本方針)	複雑多様化する火災・災害に対応できる常備消防・消防団の強化を図ります。 幹線道路や企業の立地など、まちの特性に応じた救急・防火体制の充実を図ります。	
施策の実施期間	平成 28 年度 ~ 令和 7 年度	
第5次総合計画 策定時の課題	本町においては、広域幹線道路の整備等に伴う各種災害・事故の広域化や複雑化に備え、消防職員の研修や資機材の増強整備、消防団員の確保や女性消防団の育成、住民に対する応急手当の普及啓発等に努めてきました。地域防災力の中核となる消防団については、高齢化の進行や消防団員のサラリーマン化による団員確保の困難さ、応召人員の低下などが危惧され、地域の状況に応じた団員確保や消防体制づくりが必要です。 火災の複雑化や救急活動の高度化等に対応し、資機材の維持管理、老朽化した消防車両・資機材の更新が必要です。 火災の発生を予防するため、自治会や事業所等の防火意識の高揚を図ることが必要です。	
総合計画基本計画(項目)	①消防力の強化 ②救急・救助体制の強化 ③火災予防体制の強化	
主な事務事業の 取組内容	消防職員・団員の訓練研修への参加、更新期を迎える消防車両及び消防団小型消防ポンプの更新、防火対象物並びに危険物施設への査察の実施、町民に対し火災予防、住宅用防災機器の設置と維持管理について広報活動を実施する。また危険物施設保有事業所に対して危険物従事者研修会を開催し、危険物取扱者と関係者に対し防火意識の向上を図る。 応急手当の重要性を認識してもらい救命率向上のため一般住民等を対象とした講習会を実施し、普及啓発に努めた。救急活動では、各警備係全体で救命知識技術向上のため訓練を継続実施し、医師の医学的な事後検証や救急救命士のみならず救急隊員も病院研修等各種研修に参加しプレホスピタル・ケアの充実を図った。 自主防災訓練、集団防火指導等を通じて、火災予防に関する広報活動を実施し、防火防災意識の向上を図る。	

2. 施策の指標 <Do>

施策指標名(算定式)	単位	H 27 当初実績	R 2 総計中間目標	R 4 実績値	R 5 実績値	R 7 総計目標
【 5次総計目標 】 自治会の集団防火指導実施率	%	8(H26)	25	1	3	35
【 5次総計目標 】 普通救命講習・応急手当講習受講人数	人	831(H26)	1,000	297	600	1,100
【 成果(結果)指標 】 消防団定員数比率	%	99(H26)	100	98	90	100

(注) 指標の区分(考え方) … 指標を設定し、この施策では、どのような「手段(事業)」によって「対象」にはたらきかけ、「対象をどのようにしたいか」を明確に。「手段」によって、「対象がどのように変化したか」を表す「成果指標」の設定が重要。



3. 施策の事務事業費 <Do>

年度	決算額	(千円)
令和 4 年度	119,865	
令和 5 年度	67,888 (a)	
令和 6 年度	110,988 (b)	

4. 施策の評価 <Check>

成果目的 と指標の 達成度	前年度(令和 5 年度)評価	B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 *: 指標が設定できないため一概に評価できない。
	<観点>	前年度の実績値(指標)について、前々年度実績値に対する「前年度評価」と、総合計画目標年次(H37)目標値に対する「長期評価」の2つの観点から、成果目的と指標のそれぞれ達成されている理由、達成されていない理由について記入する。 普及啓発活動によりWEB講習を活用した講習や事業所の参加も増加し一定の効果は見えるが、目標値には至っていないため今後も継続して啓発活動を実施する。集団防火指導について、各自治会の担当職員が自治会長宅へ直接訪問し、集団防火指導の重要性を説明し、実施率向上に努めてはいるが、コロナ禍以降、目標値には近づけていない。 事業所に対しては、消防訓練の実施、防火管理研修会の開催、広報活動により一定の効果が見える。訓練、研修会、広報活動については今後も継続して実施する。消防団定員数比率については、高い比率を維持できているが、令和5年度末の退団者数に対して令和6年度入団者数が少ないため、団員確保のための取組を消防団と協議していく必要がある。	
事務事業の 構成・内容 の妥当性	前年度(令和 5 年度)評価	A	A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C: 一部不十分であり見直しの必要がある。 D: 不十分であり見直しの必要がある。
	<観点>	成果目的・指標の達成度から、事務事業の構成・内容が妥当かどうか、見直しが必要な点などについて記入する。 救命率向上のためには一般住民等に対する講習等は継続して実施していかなければならない。また参加者を増加させるため講習会の普及啓発活動は必須であり、今後も継続していかねばならない。火災予防については住宅用防災機器の設置、維持管理について啓発活動が重要である。また、危険物従事者研修会を開催し、危険物施設の事故防止と、危険物取扱従事者と関係者に防火防災意識の向上を図らなければならない。 防火防災の意識向上のため、集団防火指導を通じて直接住民へ指導することは必要不可欠であり、今後も継続していかねばならない。 地球温暖化による異常気象により、各地において発生する自然災害は甚大化しており、また、今後危惧される南海トラフ地震等の大規模災害に対応するためには、地域に密着した消防団員の力が必要であり、今後も高い水準で定員数比率を維持していかねばならない。	

5. 施策の今後の方向性 <Action>

<p>今後発生が予測される課題</p>	<p><観点> 国や府の動向を踏まえ、本施策に関連して今後予測される社会情勢や法制度の変化を記入する。 上記変化に対して、次期総合計画の施策立案にあたって町として対応が必要となる課題を記入する</p> <p>■国・府の社会情勢や法制度の変化</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防力の強化と行財政運営の効率化を図るため、消防指令センターの共同化に向けて検討、協議を進めている。 消防の対応する災害が複雑・多様化するとともに、南海トラフ地震発生予想や自然災害の頻発など大規模化し、また今後の管内各種防火対象物の増加等も想定される。 全国的に消防団員数の減少傾向が見られる。 高齢化がかつてないスピードで進行している。 <p>■上記変化への対応が必要となる町の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防指令センター共同化の実現を図り、大規模災害時等の迅速な連携・協力によって消防力の強化につなげるだけでなく、安全管理を重視した組織的な活動を遂行するためにも、指揮命令系統の強化、高度で専門的な知識の習得が必要となる。更に災害対応の拠点となる消防庁舎のあり方について、検討していく必要がある。 地域防災の中核となる消防団員の確保を図るだけでなく、資機材等も充実強化し、消防力を維持していく必要がある。 消防活動に占める救急需要の増加が予想される。
<p>施策の方向性</p>	<p><観点> 次期総合計画で本施策を拡充、維持、縮小/廃止する方針かその理由を記入する。 町として必要な課題に対し、今後、どのように取り組んでいく方針か記入する。</p> <p>■本施策の今後の方向性(拡充、維持、縮小/廃止) 拡充</p> <p>■町として必要な課題に対する取り組みの方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模化、複雑・多様化する災害に適切に対応するために、資器材等の更新や適切な維持管理を実施していくとともに、安全管理体制の下で組織的な消防活動が求められることから、指揮命令系統を更に強化し、災害対応能力を向上させ、また消防学校等で実施している各種研修を受けることで専門的で高度な知識を習得する。更に消防庁舎の機能維持等についても、検討していく。 団員確保に向けて、各種行事や訓練などにおいて消防団の活動や魅力をアピールすることに加え、随時資機材等の更新も行い、地域の消防力の維持を図る。 救急あんしんセンター(＃7119)の広報など、救急車の適時、適切な利用の呼び掛けを推進するとともに、資器材の維持管理、更新をはじめ、救急救命士の養成など、救急業務の充実強化を行う。

II. 第5次総合計画期間(平成28年度～令和5年度)の評価

別紙シートを確認しながら、これまでの施策の実施期間(平成28年度～令和5年度)について、1. 施策の評価を実施してください。

1. 施策の評価 <Check>

<p>施策の指標の達成度</p>	<p>平成28年度～令和5年度評価</p>	<p>B</p>	<p>A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 *: 指標が設定できないため一概に評価できない。</p>
	<p>計画最終年度(令和7年度)の達成見込み</p>	<p>B</p>	<p>A: 成果目的を達成できる見込みである。 B: 成果目的を概ね達成できる見込みである。 C: 成果目的の一部のみ達成できる見込みである。 D: 成果目的を達成することはできない見込みである。 *: 指標が設定できないため一概に評価できない。</p>
	<p><観点> 別紙1「施策の各指標の推移」を参考に、上記評価の根拠を、達成できた(できなかった)理由と第6次総合計画の策定に向けた改善点という観点から記入する。</p> <p>計画期間における推移から、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、集団防火指導件数や救命講習の受講者数は減少しているが、感染対策を講じながら実施し、広報活動により一定の成果は達成できている。消防団定員数比率については、高い比率を維持できてはいるが、減少傾向にあり、今後も継続して団員確保に取り組む必要がある。</p>		
<p>成果目的の達成度</p>	<p>平成28年度～令和5年度評価</p>	<p>B</p>	<p>A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。</p>
	<p>計画最終年度(令和7年度)の達成見込み</p>	<p>B</p>	<p>A: 成果目的を達成できる見込みである。 B: 成果目的を概ね達成できる見込みである。 C: 成果目的の一部のみ達成できる見込みである。 D: 成果目的を達成することはできない見込みである。</p>
	<p><観点> 別紙1「成果目的と指標の達成度の評価推移」や別紙2「成果目的と指標の達成度のコメント推移」を参考に、上記評価の根拠を、施策の指標の達成度の結果や指標には表れない定性的な評価の観点から記入する。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、集団防火指導件数や救命講習の受講者数は減少したが、感染症分類の見直し後は広報活動等により増加傾向にある。消防団定員数比率については、高い比率を維持できてはいるが、減少傾向にあり、団員確保について消防団と協議していく必要がある。コロナ禍ではあったが、感染対策を講じて職員及び団員の研修や訓練を実施することができた。老朽化した車両を更新し、複雑化する救助現場に対応するため救助工作車の導入や、水利不便地などでも活動できるよう従来より水の容量を増した水槽付きポンプ車に更新するなど、消防力の強化を図ることができた。</p>		

(参考)

施策を構成する事務事業の取組方針等

(千円)

事務事業名		区分1	区分2	事務事業の概要 (実施計画)	令和 5 年度	令和 6 年度	
					決算額 (人件費含むフルコスト)	予算額	取組方針
①	消防職員訓練・研修事業	任意自治	経常	消防職員の知識と技術の向上を図るため、各種訓練や研修等を行う。	1,903 (12,977)	4,800	B 複雑化・多様化している災害に対応するため、各種研修や訓練を受講し、知識や技術の習得を図る。
②	消防団員訓練・研修事業	任意自治	経常	消防団員の知識と技術の向上を図るため、各種訓練や研修等を行う。	860 (11,934)	2,687	B 甚大化する災害に対応するために、団員に訓練や研修に参加させ、知識や技術を習得していかなければならない。
③	消防団消防操法訓練事業	任意自治	政策	消防団員の消防活動に対する意識の高揚や技術の向上を図るため、隔年で日頃の消防団の訓練活動を披露する町長査閲消防団訓練大会と府消防操法大会への取組を行う。	3,119 (9,573)	2,506	B 消防操法訓練を通じて、消防団活動の基本的動作の錬磨と技術向上を図る。
④	出初式典事業・出初式事業	任意自治	経常	消防署、消防団、各事業所の自衛消防隊がともに消防活動の連携と意識高揚を図るため、出初式等式典を実施する。	250 (6,879)	728	B 職員、団員、自衛消防隊が一致団結し、消防全体の士気高揚を図り、住民の方々に災害に取り組む姿勢をアピールする。
⑤	消防広域化推進事業	任意自治	政策	消防力の強化と行財政運営の効率化を図るため、消防の広域化を検討する。	420 (7,889)	20,791	A 消防指令センターの共同運用に向けて、近隣市町村と協議を重ね、整備を進めていく。
⑥	指令装置等維持管理事業	義務自治	経常	迅速な消防・救急活動を行うため、一般加入電話・IP電話・携帯電話からの119番通報などを取りまとめ、効率よく緊急通報の受信を行う。	30,729 (38,044)	7,841	B 119番通報を効率よく受信し、災害現場での確実な連絡体制構築のため、消防救急指令装置及びデジタル無線の維持管理に努める。
⑦	消防機械器具等整備事業	義務自治	政策	迅速な消防・救急活動を行うため、消防機械器具や救急活動資機材の適正な管理と老朽化しつつある機械器具等の更新並びに増強整備に努める。	3,566 (22,046)	53,198	A 迅速な消防、救急及び救助活動を行うため、老朽化が進む高規格救急自動車や機械器具等の更新と増強整備に努める。
⑧	消防水利増強整備事業	義務自治	経常	消防活動における水利の確保のため、防火水槽、消火栓の設置や消火栓ボックスの保守・点検を行う。	2,683 (20,316)	2,661	B 消火栓、防火水槽、消火栓ボックスの適切な維持管理を行い、消防水利の確保に努める。
(a)					43,530 (129,658)	95,212	(b)

(参考 つづき)

施策を構成する事務事業の取組方針等

(千円)

事務事業名	区分1	区分2	事務事業の概要 (実施計画)	令和 5 年度	令和 6 年度	
				決算額 (人件費含むフルコスト)	予算額	取組方針
⑨ 消防庁舎施設維持管理事業	任意自治	経常	消防庁舎施設の機能を確保するため、適正な維持管理を行う。	18,273 (28,129)	8,474	B 消防庁舎施設の機能を確保するため、非常用自家発電設備等の適正な維持管理に努める。
⑩ 消防活動事業	任意自治	経常	災害現場において、二次災害や拡大を防ぎ迅速に活動する。	362 (6,445)	384	B 迅速に災害対応できるよう計画的に物品購入等を行い、適切な維持管理に努める
⑪ 消防職員被服貸与事業	任意自治	経常	消防職員が安全で機動性のある業務活動を行うため、消防等衣服の貸与を行うとともに、計画的に更新を行う。	0 (0)	0	F 3箇年計画であり、令和2年度で完結。
⑫ 救急救命活動事業	義務自治	経常	迅速な救急救命活動を行うため、医師24時間常駐の指示センター方式を活用し、また、救急活動の事後検証を実施し、プレホスピタル・ケアの充実を図る。	3,415 (12,963)	3,772	B 複雑多様化する救急現場に対し、迅速・適切な救急救命活動を行うため指示センターを活用しプレホスピタル・ケアの充実を図る。また救命率向上を図るため、適切な装備の維持管理に努める。
⑬ 救急救命応急手当普及推進事業	任意自治	政策	救命率の向上を図るため、救急・応急処置の普及に努めるとともに、普通救命講習を開催する。 また、引き続き町内のコンビニエンスストアにAEDを設置する。	1,048 (9,441)	897	B 救命率向上のため継続して講習等の普及啓発活動を実施し、一般住民等の参加者増加を図る。
⑭ 火災等予防推進事業	任意自治	政策	住民の防火意識を高めるため、住民や事業所に対して、集団防火指導や広報を行うとともに、防火意識の啓発、防火安全対策の徹底を図る。	1,260 (12,502)	2,249	B 町民に対して住宅用防災機器の普及啓発及び維持管理について広報活動を実施し、火災予防と防火意識の高揚を図る。 事業所に対しては消防訓練、防火管理研修会を実施し防火意識の高揚を図る。
⑮ 危険物施設保安体制強化事業	任意自治	経常	危険物施設や事業所の保安体制を強化するため、査察及び研修会等を開催し、防災意識の啓発に努める。	0 (3,388)	0	B 危険物施設保有事業所に対し危険物従事者研修会を開催して、危険物従事者の知識の向上、防火防災意識の高揚を図る。
⑱						
決算額・予算額 計				24,358 (72,868)	15,776	
				(a) 67,888 (202,526)	110,988	(b) ←この欄手入力

(注) 「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

<区分1>

- 法定受託: 法定受託事務(法律・政令により市町村等が処理することとされる事務)
- 義務自治: 義務的自治事務(法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務)
- 任意自治: 任意の自治事務(法令による定めが特になく、条例・要綱・規則等による事務)

<区分2>

- 政策: 政策的事務事業(投資的事務事業、住民へのアピール度が高い事務事業)
- 経常: 経常的事務事業(主に義務的、経常的に行われている事務事業)
- 施設: 建物施設の整備・維持管理事業 インフラ: インフラ施設の整備・維持管理事業

<人件費含むフルコスト(決算額)> 事務事業に要した概算の人件費を含めた決算額

<取組方針>

- 新: 新規事業
- A: 拡充(予算や人員等を拡充し、事業を拡大)
- B: 現状維持(事業内容や規模を前年度と同じレベルで実施)
- C: 見直しのうえ継続(手法や予算を部分的に見直す、目標成果は維持)
- D: 縮小(予算含め、事業内容や規模を縮小)
- E: 統合(今後、他事務事業と統合)
- F: 終了・休止・廃止

施策名(節)： **防犯**

担当課	総務課
-----	-----

I. 令和5年度 施策評価

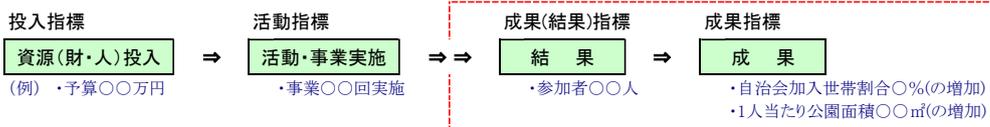
1. 施策の基礎情報 <Plan>

総合計画上の位置付け	章 節	第7章 地域ぐるみの安全・安心のまちづくりを進めます 第3節 防犯
成果目的 (総合計画基本方針)	地域ぐるみで防犯体制を整え、安全・安心なまちづくりを推進します。	
施策の実施期間	平成 28 年度 ~ 令和 7 年度	
第5次総合計画策定時の課題	本町では生活安全条例に基づき、犯罪の未然防止など住民の安全確保に取り組んできましたが、高度情報化の進展、コミュニティ意識の希薄化などから、犯罪の広域化・高度化や情報技術を利用した新たな犯罪への危惧が高まっており、多様化する犯罪等に対する危険意識や知識の向上が必要です。安全・安心なまちづくりに向け、地域ぐるみの監視体制の確立や防犯活動を推進していく必要があります。社会的に弱い立場の人が犯罪に巻き込まれることも少なくないことから、関係機関や地域と一体となって被害者に対するさまざまなケア体制を強化していく必要があります。	
総合計画基本計画(項目)	①防犯環境の向上 ②啓発活動の推進 ③犯罪被害者対策の推進	
主な事務事業の取組内容	防犯面では、安全安心まちづくり連絡会を開催することにより、安全安心な地域づくりを目指す。	

2. 施策の指標 <Do>

施策指標名(算定式)	単位	H 27	R 2	R 4	R 5	R 7
		当初実績	総計中間目標	実績値	実績値	総計目標
【 5次総計目標 】 刑法犯認知件数(町内)	件	376(H26)	330	147	161	300
【 5次総計目標 】 防犯カメラ設置台数	台	12	25	32	34	30
【 】						
【 】						
【 】						

(注) 指標の区分(考え方) ...指標を設定し、この施策では、どのような「手段(事業)」によって「対象」にはたらきかけ、「対象をどのようにしたいか」を明確に。「手段」によって、「対象がどのように変化したか」を表す「成果指標」の設定が重要。



3. 施策の事務事業費 <Do>

(千円)

令和 4 年度 決算額	605
令和 5 年度 決算額 (a)	1,842
令和 6 年度 予算額 (b)	3,659

4. 施策の評価 <Check>

成果目的と指標の達成度	前年度(令和 5 年度)評価	A	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 *: 指標が設定できないため一概に評価できない。
	<観点>	前年度の取組結果(指標)について、前々年度実績値に対する『前年度評価』と、総合計画目標年次(H37)目標値に対する『長期評価』の2つの視点から、成果目的と指標のそれぞれ達成されている理由、達成されていない理由について記入する。	
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度(令和 5 年度)評価	A	A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C: 一部不十分であり見直しの必要がある。 D: 不十分であり見直しの必要がある。
	<観点>	成果目的・指標の達成度から、事務事業の構成・内容が妥当かどうか、見直しが必要な点などについて記入する。	

各団体の自主的な防犯活動の支援や情報提供による相互連携の促進を図るとともに、犯罪抑止の観点からの防犯カメラ設置を進めており、事業構成・内容は概ね妥当である。

5. 施策の今後の方向性 <Action>

今後発生が予測される課題	<観点>	<ul style="list-style-type: none"> 国や府の動向を踏まえ、本施策に関連して今後予測される社会情勢や法制度の変化を記入する。 上記変化に対して、次期総合計画の施策立案にあたって町として対応が必要となる課題を記入する
		<p>■国・府の社会情勢や法制度の変化 巧妙かつ凶悪化する犯罪事案や危険運転等の被害事案が日常的に発生しており、それに伴って刑法や道路交通法等の関係法令も随時、改正されている状況である。</p> <p>■上記変化への対応が必要となる町の課題 本町においても上記関係法令の改正内容を踏まえて、必要に応じて条例改正等を行うなど臨機に対応していくことが求められる可能性がある。犯罪事案については、本町だけの問題では無く、管轄する警察署とも連携を図りながら施策を推進していく必要がある。</p>
施策の方向性	<観点>	<ul style="list-style-type: none"> 次期総合計画で本施策を拡充、維持、縮小/廃止する方針とその理由を記入する。 町として必要な課題に対し、今後、どのように取り組んでいく方針か記入する。
		<p>■本施策の今後の方向性(拡充、維持、縮小/廃止) 本町ではこれまで、犯罪被害者支援条例の制定や防犯カメラの設置など安全・安心なまちづくりを実施してきており、今後についても、引き続き社会情勢の動向を注視しながら防犯施策の事業展開を行っていく。</p> <p>■町として必要な課題に対する取り組みの方針 町内における犯罪事案等を発生を未然に防ぐため、また、発生した事案の迅速な解決に繋げていくために京都府警察との情報共有を確実に実施していく。</p>

II. 第5次総合計画期間(平成28年度～令和5年度)の評価

別紙シートを確認しながら、これまでの施策の実施期間(平成28年度～令和5年度)について、1. 施策の評価を実施してください。

1. 施策の評価 <Check>

施策の指標の達成度	平成28年度～令和5年度評価	A	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 * : 指標が設定できないため一概に評価できない。
	計画最終年度(令和7年度)の達成見込み	A	A: 成果目的を達成できる見込みである。 B: 成果目的を概ね達成できる見込みである。 C: 成果目的の一部のみ達成できる見込みである。 D: 成果目的を達成することはできない見込みである。 * : 指標が設定できないため一概に評価できない。
	<観点>	別紙1「施策の各指標の推移」を参考に、上記評価の根拠を、達成できた(できなかった)理由と第6次総合計画の策定に向けた改善点という観点から記入する。	
		<p>刑法犯認知件数に関しては、コロナ禍の影響もあり件数が低く推移しているが、5類移行後はわずかながら増加傾向にあるため、更なる増加とならないように注意が必要である。防犯カメラの設置台数については設置目標は達成できているが、設置箇所について犯罪の防止・抑止に効果が見込める箇所を警察署と調整していく必要がある。</p>	
成果目的の達成度	平成28年度～令和5年度評価	A	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。
	計画最終年度(令和7年度)の達成見込み	A	A: 成果目的を達成できる見込みである。 B: 成果目的を概ね達成できる見込みである。 C: 成果目的の一部のみ達成できる見込みである。 D: 成果目的を達成することはできない見込みである。
	<観点>	別紙1「成果目的と指標の達成度の評価推移」や別紙2「成果目的と指標の達成度のコメント推移」を参考に、上記評価の根拠を、施策の指標の達成度の結果や指標には表れない定性的な評価の観点から記入する。	
		<p>これまでと同様に安全・安心なまちづくりを継続して実施していき、京都府をはじめ、宇治警察署や近隣市町、地域住民と連携して防犯対策を推進することで、より一層の成果に繋げていくことが期待できる。</p>	

(参考)

施策を構成する事務事業の取組方針等

(千円)

事務事業名	区分1	区分2	事務事業の概要 (実施計画)	令和 5 年度	令和 6 年度	
				決算額 (人件費含むフルコスト)	予算額	取組方針
① 防犯推進事業	義務自治	政策	安全・安心なまちづくりの推進のため、子ども安全見守り隊や防犯対策協議会など地域の防犯活動に対する支援を行うとともに、各種協議会及び宇治市・宇治警察署と連携して広域的な防犯対策の取組を実施する。 また、犯罪抑止のための防犯カメラを計画的に設置するとともに、自治会などが設置する防犯カメラの経費の一部を補助する。	1,812 (4,892)	3,119	B 毎年開催している久御山町生活安全まちづくり連絡会では、参加団体による防犯活動の情報共有を行い、安心安全なまちづくりのための意識を高めている。 防犯カメラについては、町内の危険箇所、必要と思われる箇所に取り続き設置する。宇治警察署から助言いただき、犯罪抑止に効果的な箇所へ設置していく。 また、防犯カメラを設置する自治会に対しても引き続き補助制度を周知し、設置を推進してい
② 犯罪被害者支援事業	義務自治	政策	犯罪の被害に遭われた人やその遺族・家族の方が受けた精神的負担を軽減するため、相談窓口の開設や経済的支援を含めた総合的な生活支援を行う。	30 (1,570)	540	B 平成21年度から犯罪被害者等の被害軽減を図るため、本事業を実施している。被害者が発生しないことが最善であり、申請がないことが最終的には一番である。 今後もスムーズに対応できることや被害者等に適切な支援ができるように備えておく必要がある。また、いつ、どこで、誰が犯罪被害に巻き込まれるか分からないので、必要な支援体制として今後も継続して実施していく。
③						
④						
⑤						
(a) 決算額・予算額 計				1,842 (6,462)	3,659	(b)

(注) 「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

<区分1>

- 法定受託: 法定受託事務(法律・政令により市町村等が処理することとされる事務)
- 義務自治: 義務的自治事務(法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務)
- 任意自治: 任意の自治事務(法令による定めがなく、条例・要綱・規則等による事務)

<区分2>

- 政策: 政策的な事務事業(投資的事務事業、住民へのアピール度が高い事務事業)
- 経常: 経常的事務事業(主に義務的、経常的に行われている事務事業)
- 施設: 建物施設の整備・維持管理事業 インフラ: インフラ施設の整備・維持管理事業

<人件費含むフルコスト(決算額)> 事務事業に要した概算の人件費を含めた決算額

<取組方針>

- 新: 新規事業
- A: 拡充(予算や人員等を拡充し、事業を拡大)
- B: 現状維持(事業内容や規模を前年度と同じレベルで実施)
- C: 見直しのうえ継続(手法や予算を部分的に見直す、目標成果は維持)
- D: 縮小(予算含め、事業内容や規模を縮小)
- E: 統合(今後、他事務事業と統合)
- F: 終了・休止・廃止

施策名(節)：交通安全

担当課

建設課

I. 令和5年度 施策評価

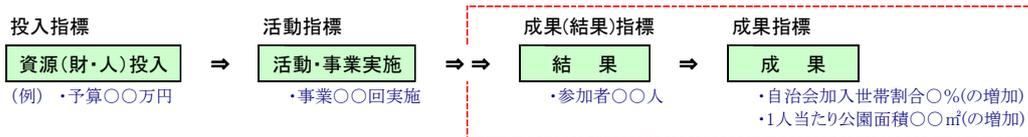
1. 施策の基礎情報 <Plan>

総合計画上の位置付け	章 節	第7章 地域ぐるみの安全・安心のまちづくりを進めます 第4節 交通安全
成果目的 (総合計画基本方針)	交通安全意識の啓発を行うとともに、安全な道路環境の創出により、交通事故の発生を抑制します。	
施策の実施期間	平成 28 年度 ~ 令和 7 年度	
第5次総合計画策定時の課題	近年の京都南道路(国道1号)や国道478号の整備に伴い、本町における交通量はますます増加しています。一方、道路交通における交通事故発生数、死亡者数は減少傾向にありますが、高齢者の交通事故数は全体の4割を占めるなど増加傾向にあり、高齢者や子どもの交通安全意識の高揚が必要です。違法駐車数は減少傾向にありますが、重点的に対策が必要な路線があるなど、警察と連携し、今後も継続した取組が必要です。	
総合計画基本計画(項目)	①交通安全意識の啓発 ②安全な道路環境の創出	
主な事務事業の取組内容	宇治警察署や町交通安全対策協議会と連携し、各種交通安全運動の啓発活動を推進する。また、駐車対策として、迷惑駐車パトロールや放置車両の撤去、高齢者対策として運転免許証自主返納支援事業に取り組む。	

2. 施策の指標 <Do>

施策指標名(算定式)	単位	H 27	R 2	R 4	R 5	R 7
		当初実績	総計中間目標	実績値	実績値	総計目標
【5次総計目標】高齢者の事故死傷者数	件	71(うち死亡9件)	—(うち死亡0件)	21(うち死亡0)	28(うち死亡1)	—(うち死亡0件)
【5次総計目標】町内交通事故発生件数	件	250(うち死亡7件)	—(うち死亡0件)	83(うち死亡1)	111(うち死亡1)	—(うち死亡0件)
【5次総計目標】安全灯のLED導入率	%	8	99.0	99.0	99.0	100
【成果(結果)指標】道路使用適正化促進(迷惑駐車対策・ステッカー貼り付け台数)	台	934	624	633	576	610
【 】						

(注) 指標の区分(考え方) ……指標を設定し、この施策では、どのような「手段(事業)」によって「対象」にはたらきかけ、「対象をどのようにしたいか」を明確に。「手段」によって、「対象がどのように変化したか」を表す「成果指標」の設定が重要。



3. 施策の事務事業費 <Do>

(千円)

令和 4 年度 決算額	12,495
令和 5 年度 決算額 (a)	9,943
令和 6 年度 予算額 (b)	12,379

4. 施策の評価 <Check>

成果目的 と指標の 達成度	前年度(令和 5 年度)評価	B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 *: 指標が設定できないため一概に評価できない。
	<観点>	前年度の取組結果(指標)について、前々年度実績値に対する『前年度評価』と、総合計画目標年次(H37)目標値に対する『長期評価』の2つの視点から、成果目的と指標のそれぞれ達成されている理由、達成されていない理由について記入する。 交通事故の原因となる違法、迷惑駐車について、委託業者に年間を通しパトロールを依頼。啓発を実施することにより、迷惑駐車台数は減少傾向にある。	
事務事業の 構成・内容 の妥当性	前年度(令和 5 年度)評価	B	A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C: 一部不十分であり見直しの必要がある。 D: 不十分であり見直しの必要がある。
	<観点>	成果目的・指標の達成度から、事務事業の構成・内容が妥当かどうか、見直しが必要な点などについて記入する。 交通事故年中発生件数及び違法迷惑駐車が減少傾向にあることから、これまでの取組内容は妥当であったと考えられる。交通事故の撲滅を目指すためには、今後も町交通安全対策協議会、宇治警察署等と連携した取組を、継続的に実施していくことが重要である。	

5. 施策の今後の方向性 <Action>

今後発生が予測される課題	<観点>	<ul style="list-style-type: none"> 国や府の動向を踏まえ、本施策に関連して今後予測される社会情勢や法制度の変化を記入する。 上記変化に対して、次期総合計画の施策立案にあたって町として対応が必要となる課題を記入する
		<p>■国・府の社会情勢や法制度の変化</p> <p>近隣では、新名神高速道路の整備が進んでおり、今後町内の第二京阪道路や国道1号、京滋バイパスなどの通行量の増加が見込まれる。</p> <p>■上記変化への対応が必要となる町の課題</p> <p>交通渋滞や生活道路への通過車両の流入に伴う交通事故等が懸念される。</p>
施策の方向性	<観点>	<ul style="list-style-type: none"> 次期総合計画で本施策を拡充、維持、縮小/廃止する方針とその理由を記入する。 町として必要な課題に対し、今後、どのように取り組んでいく方針か記入する。
		<p>■本施策の今後の方向性(拡充、維持、縮小/廃止)</p> <p>今後も引き続き、高齢者や子どもの交通事故防止のための交通安全活動や街頭啓発に積極的に取り組む。</p> <p>■町として必要な課題に対する取り組みの方針</p> <p>交通安全灯(LED灯)の整備については、町全域で設置は進んでいるが、自治会等からの設置要望もあることから、現場の状況確認をする中で、優先順位を決め計画的に設置を進めていく。</p>

II. 第5次総合計画期間(平成28年度～令和5年度)の評価

別紙シートを確認しながら、これまでの施策の実施期間(平成28年度～令和5年度)について、1. 施策の評価を実施してください。

1. 施策の評価 <Check>

施策の指標の達成度	平成28年度～令和5年度評価	B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 *: 指標が設定できないため一概に評価できない。
	計画最終年度(令和7年度)の達成見込み	B	A: 成果目的を達成できる見込みである。 B: 成果目的を概ね達成できる見込みである。 C: 成果目的の一部のみ達成できる見込みである。 D: 成果目的を達成することはできない見込みである。 *: 指標が設定できないため一概に評価できない。
	<観点>	別紙1「施策の各指標の推移」を参考に、上記評価の根拠を、達成できた(できなかった)理由と第6次総合計画の策定に向けた改善点という観点から記入する。	
指標①高齢者の事故死傷者数、指標②町内交通事故発生件数ともに、大きな変動はない。指標④道路使用適正化促進(迷惑駐車対策)においては、減少傾向にあり、概ね達成出来ている。			
成果目的の達成度	平成28年度～令和5年度評価	B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。
	計画最終年度(令和7年度)の達成見込み	B	A: 成果目的を達成できる見込みである。 B: 成果目的を概ね達成できる見込みである。 C: 成果目的の一部のみ達成できる見込みである。 D: 成果目的を達成することはできない見込みである。
	<観点>	別紙1「成果目的と指標の達成度の評価推移」や別紙2「成果目的と指標の達成度のコメント推移」を参考に、上記評価の根拠を、施策の指標の達成度の結果や指標には表れない定性的な評価の観点から記入する。	
これまでの取組内容を実施した結果、交通事故年中発生件数及び違法迷惑駐車が減少傾向にあり、成果目標において概ね達成出来ている。			

(参考)

施策を構成する事務事業の取組方針等

(千円)

事務事業名	区分1	区分2	事務事業の概要 (実施計画)	令和 5 年度	令和 6 年度	
				決算額 (人件費含むフルコスト)	予算額	取組方針
① 交通安全啓発活動 推進事業	任意自治	政策	住民の交通安全意識の高揚を図るため、町交通安全対策協議会の活動を中心に警察と連携し、運転者のモラルの向上などの啓発活動を行う。また、高齢者等の運転免許証返納者に対しても助成する。	872 (5,107)	907	B 高齢者や子どもの交通事故を減らすために啓発活動を行う。また、運転免許証自主返納支援事業を実施する。
② 道路使用適正化促 進事業	任意自治	経常	違法・迷惑駐車等を防止するため、交通パトロール員を配置し、啓発活動を行う。	644 (1,414)	735	B 引き続き違法駐車等を防止するための啓発活動を行い、違法駐車をしないため意識の醸成を図る。
③ 交通安全施設維持 管理事業	任意自治	インフラ	交通事故のない安全なまちづくりのため、交通安全灯の適正な維持管理を行う。また、地元等の新設要望を受けて必要性を検討した上で、新設灯を設置する。	8,427 (8,812)	10,737	B 住民・道路利用者の交通安全灯新設要望に対し、十分に必要性を検討したうえで、交通安全灯の新設を引き続き推進していく。
④						
⑤						
決算額・予算額 計 (a)				9,943 (15,333)	12,379	(b)

(注) 「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

<区分1>

- 法定受託: 法定受託事務(法律・政令により市町村等が処理することとされる事務)
- 義務自治: 義務的自治事務(法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務)
- 任意自治: 任意の自治事務(法令による定めが特になく、条例・要綱・規則等による事務)

<区分2>

- 政策: 政策的事務事業(投資的事務事業、住民へのアピール度が高い事務事業)
 - 経常: 経常的事務事業(主に義務的、経常的に行われている事務事業)
 - 施設: 建物施設の整備・維持管理事業 インフラ: インフラ施設の整備・維持管理事業
- <人件費含むフルコスト(決算額)> 事務事業に要した概算の人件費を含めた決算額

<取組方針>

- 新: 新規事業
- A: 拡充(予算や人員等を拡充し、事業を拡大)
- B: 現状維持(事業内容や規模を前年度と同じレベルで実施)
- C: 見直しのうえ継続(手法や予算を部分的に見直す、目標成果は維持)
- D: 縮小(予算含め、事業内容や規模を縮小)
- E: 統合(今後、他事務事業と統合)
- F: 終了・休止・廃止

施策名(節)：消費生活

担当課

産業・環境政策課

I. 令和5年度 施策評価

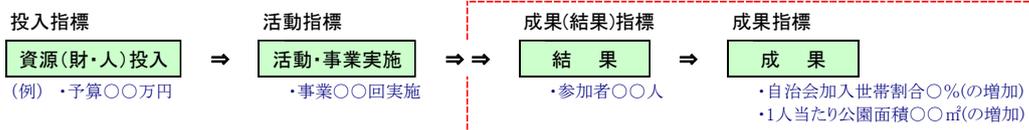
1. 施策の基礎情報 <Plan>

総合計画上の位置付け	章 節	第7章 地域ぐるみの安全・安心のまちづくりを進めます 第5節 消費生活
成果目的 (総合計画基本方針)	消費者被害の未然防止と発生時の相談体制の充実に努め、安心できる消費生活を支援します。	
施策の実施期間	平成 28 年度 ~ 令和 7 年度	
第5次総合計画 策定時の課題	製品や食の安全安心に係るトラブルの発生、情報化の進展等に伴う特殊詐欺や悪質商法の被害など、消費生活をとりまく不安が高まっています。 本町においては、消費生活の専門員を配置し、京都府と連携しつつ、多様な相談への対応が可能な相談体制の充実を図ってきました。 高度化・多様化する消費生活トラブルの予防や防止には住民一人ひとりの意識・知識が重要なことから、消費者の意識を高める啓発を継続的に行っていく必要があります。 被害を受けた人が気軽に相談できる相談体制の一層の充実が必要です。	
総合計画基本計画(項目)	①消費者への啓発・相談体制の充実	
主な事務事業の 取組内容	消費生活啓発事業	

2. 施策の指標 <Do>

施策指標名(算定式)	単位	H 27 当初実績	R 2 総計中間目標	R 4 実績値	R 5 実績値	R 7 総計目標
【 5次総計目標 】 消費生活講座等啓発事業の開催	回	1	2	2	2	4
【 成果(結果)指標 】 相談件数	件	37	40	36	19	40
【 活動指標 】 広報啓発	回	12	12	12	12	12
【 】						
【 】						

(注) 指標の区分(考え方) ……指標を設定し、この施策では、どのような「手段(事業)」によって「対象」にはたらきかけ、「対象をどのようにしたいか」を明確に。「手段」によって、「対象がどのように変化したか」を表す「成果指標」の設定が重要。



3. 施策の事務事業費 <Do>

(千円)

令和 4 年度 決算額	300
令和 5 年度 決算額 (a)	314
令和 6 年度 予算額 (b)	333

4. 施策の評価 <Check>

成果目的 と指標の 達成度	前年度(令和 5 年度)評価	B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 * : 指標が設定できないため一概に評価できない。
	<観点>	前年度の取組結果(指標)について、前々年度実績値に対する『前年度評価』と、総合計画目標年次(H37)目標値に対する『長期評価』の2つの視点から、成果目的と指標のそれぞれ達成されている理由、達成されていない理由について記入する。 令和3年度から再開している啓発講座を2回開催した。相談件数は目標値を下回っているものの、町広報紙等での啓発が効果を上げているとも評価することができ、概ね達成できているとする。	
事務事業の 構成・内容 の妥当性	前年度(令和 5 年度)評価	B	A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C: 一部不十分であり見直しの必要がある。 D: 不十分であり見直しの必要がある。
	<観点>	成果目的・指標の達成度から、事務事業の構成・内容が妥当かどうか、見直しが必要な点などについて記入する。 本町においては相談員が常駐しておらず、消費生活問題に対して、さらに啓発していく余地は十分にあると考える。住民に消費生活問題への関心を寄せられるよう、町広報紙の掲載や啓発講座等の今ある事業に対して改善をしていきたい。	

5. 施策の今後の方向性 <Action>

<p>今後発生が予測される課題</p>	<p><観点> ・国や府の動向を踏まえ、本施策に関連して今後予測される社会情勢や法制度の変化を記入する。 ・上記変化に対して、次期総合計画の施策立案にあたって町として対応が必要となる課題を記入する</p> <p>■国・府の社会情勢や法制度の変化 近年はSNSによる被害が増加しているとともに、手口が巧妙化している。また、全国的に消費生活相談員の確保が難しくなっている。</p> <p>■上記変化への対応が必要となる町の課題 広報紙等を活用した周知を進める。本町の相談員も高齢であるため、次の人材を確保する必要がある。</p>
<p>施策の方向性</p>	<p><観点> ・次期総合計画で本施策を拡充、維持、縮小/廃止する方針とその理由を記入する。 ・町として必要な課題に対し、今後、どのように取り組んでいく方針か記入する。</p> <p>■本施策の今後の方向性(拡充、維持、縮小/廃止) 維持。消費者被害の未然防止と発生時の相談体制の充実に努め、安心できる消費生活を支援する必要がある。</p> <p>■町として必要な課題に対する取り組みの方針 高度化・多様化する消費生活トラブルの予防や防止には住民一人ひとりの意識・知識が重要なことから、消費者の意識を高める啓発を継続的に行っていくとともに、相談窓口を開設するための人材発掘に取り組む。</p>

II. 第5次総合計画期間（平成28年度～令和5年度）の評価

別紙シートを確認しながら、これまでの施策の実施期間（平成28年度～令和5年度）について、1. 施策の評価を実施してください。

1. 施策の評価 <Check>

<p>施策の指標の達成度</p>	<p>平成28年度～令和5年度評価</p>	<p>B</p>	<p>A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 *: 指標が設定できないため一概に評価できない。</p>
	<p>計画最終年度(令和7年度)の達成見込み</p>	<p>B</p>	<p>A: 成果目的を達成できる見込みである。 B: 成果目的を概ね達成できる見込みである。 C: 成果目的の一部のみ達成できる見込みである。 D: 成果目的を達成することはできない見込みである。 *: 指標が設定できないため一概に評価できない。</p>
	<p><観点> 別紙1「施策の各指標の推移」を参考に、上記評価の根拠を、達成できた(できなかった)理由と第6次総合計画の策定に向けた改善点という観点から記入する。</p> <p>継続して町広報紙で啓発を実施することで、消費生活にかかるトラブル防止が図れていると考えられる。新型コロナウイルス感染症の影響で実施できなかった期間はあるものの、啓発講座による住民の意識の向上も図れた。</p>		
<p>成果目的の達成度</p>	<p>平成28年度～令和5年度評価</p>	<p>B</p>	<p>A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。</p>
	<p>計画最終年度(令和7年度)の達成見込み</p>	<p>B</p>	<p>A: 成果目的を達成できる見込みである。 B: 成果目的を概ね達成できる見込みである。 C: 成果目的の一部のみ達成できる見込みである。 D: 成果目的を達成することはできない見込みである。</p>
	<p><観点> 別紙1「成果目的と指標の達成度の評価推移」や別紙2「成果目的と指標の達成度のコメント推移」を参考に、上記評価の根拠を、施策の指標の達成度の結果や指標には表れない定性的な評価の観点から記入する。</p> <p>町広報紙の掲載や啓発講座等を開催し、住民の意識の向上を図ることができた。</p>		

(参考)

施策を構成する事務事業の取組方針等

(千円)

事務事業名	区分1	区分2	事務事業の概要 (実施計画)	令和 5 年度	令和 6 年度	
				決算額 (人件費含むフルコスト)	予算額	取組方針
① 消費生活啓発事業	任意自治	経常	消費生活に関する必要な知識を習得し、消費生活の安定と向上を図るため、研修会などを開催する。また、消費生活相談の窓口として専門員を配置する。	314 (1,238)	333	B 町広報紙での注意喚起・周知、相談員による相談窓口は継続して行うこととし、消費者問題を啓発する講習会等も開催するなど、引き続き啓発を進める。
②						
③						
(a) 決算額・予算額 計				314 (1,238)	333	(b)

(注) 「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

<区分1>

- 法定受託: 法定受託事務(法律・政令により市町村等が処理することとされる事務)
- 義務自治: 義務的自治事務(法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務)
- 任意自治: 任意の自治事務(法令による定めが特になく、条例・要綱・規則等による事務)

<区分2>

- 政策: 政策的事務事業(投資的事務事業、住民へのアピール度が高い事務事業)
- 経常: 経常的事務事業(主に義務的、経常的に行われている事務事業)
- 施設: 建物施設の整備・維持管理事業 インフラ: インフラ施設の整備・維持管理事業

<人件費含むフルコスト(決算額)> 事務事業に要した概算の人件費を含めた決算額

<取組方針>

新: 新規事業

- A: 拡充(予算や人員等を拡充し、事業を拡大)
- B: 現状維持(事業内容や規模を前年度と同じレベルで実施)
- C: 見直しのうえ継続(手法や予算を部分的に見直す、目標成果は維持)
- D: 縮小(予算含め、事業内容や規模を縮小)
- E: 統合(今後、他事務事業と統合)
- F: 終了・休止・廃止